

維持管理及び災害防止に関する計画書

施設の維持 管理方法	産業廃棄物の 受入方法	別紙【基本計画書】のとおり		
	施設作業時の 維持管理方法	別紙【基本計画書】のとおり		
	施設整備・ 点検の頻度	整備点検：1回/日 機能点検・検査：1回/月（技術管理者）		
維持管理に 関する記録及 び閲覧方法	廃棄物搬入の記録は、廃棄物内容別、搬入者別、車輛、氏名、地域別に分類記帳 施設の点検状況、水質測定結果、施設整備・整理保管して年度ごとに閉鎖して廃 止までの間保存致します。 ※閲覧方法は管理事務所で平常時（月曜日～土曜日）AM8：30～PM5：00まで閲覧を致します。			
排ガスの性状・放流水の水質等の数値		施設設計値	達成目標値	測定頻度
排 ガ ス の 性 状	ばいじん (g/Nm ³)	—	—	
	硫黄酸化物 (Nm ³ /hr)	—	—	
	窒素酸化物 (cm ³ /Nm ³)	—	—	
	塩化水素 (mg/Nm ³)	—	—	
	ダイオキシン類 (pg/L)	—	—	
放 流 水 の 水 質	pH	5.8～8.6	5.8～8.6	※詳細については、産 業廃棄物の受入方法や 維持管理方法について 記載した計画書に添付 しています。
	生物化学的酸素要求量BOD (mg/L)	20	20	
	化学的酸素要求量COD (mg/L)	—	—	
	浮遊物質SS (mg/L)	10	10	
	ルルハキサン抽出物含有量n-He（鉱油類） (mg/L)	5	5	
	ルルハキサン抽出物含有量（動植物油脂類） (mg/L)	30	30	
	大腸菌群数（個/cm ³ ）	3,000	3,000	
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	10	10	

第3章 維持管理計画

第3章 維持管理計画

§ 1. 維持管理に関する事項

(1) 施設・設備の点検

本計画における施設・設備の点検項目、点検方法及び点検頻度は下表に示すとおりである。
地震・大雨等の後には、臨時点検を実施いたします。

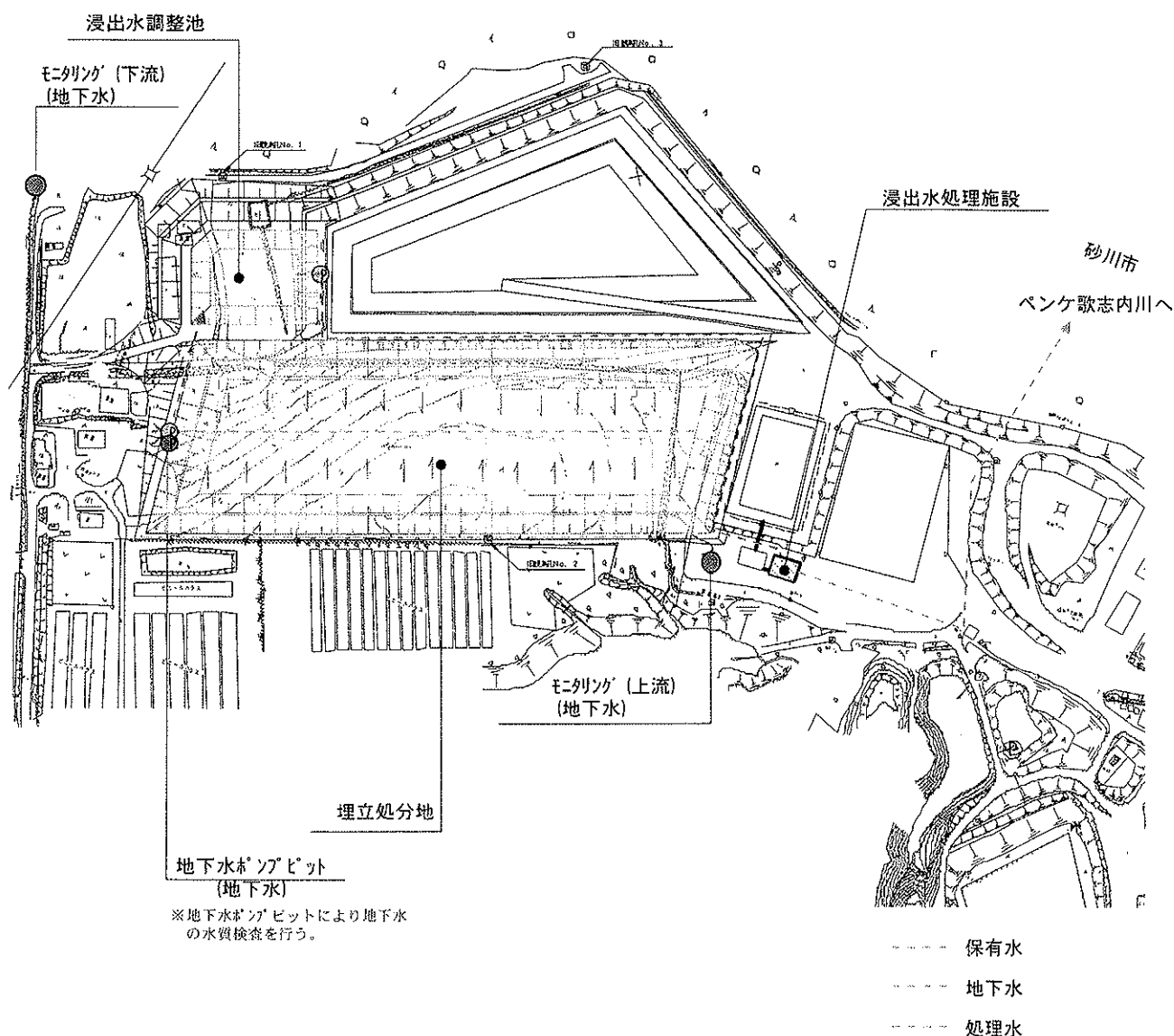
しゃ水工の使用開始前の点検方法については、別紙参考資料しゃ水シート施工要領によるものとする。

施設・設備	点検項目	点検方法	点検頻度
土 堰 堤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤体からの漏水の有無 ・ 堤体の亀裂の有無 ・ 法面のはらみ出し状況 	目視により確認	1日1回
しゃ水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ シート材の破損の有無 ・ シートの接合不備の有無 ・ 地下水マンホールでの水量、水質 	目視及び水質分析により確認	月1回 ※地下水ポンプピットにより地下水の水質検査を行う
保有水集排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管のひび割れ、穿孔の有無 ・ 管の詰まりの有無 ・ 管へのスケールの付着の有無 	目視により確認	週1回
浸出液処理設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流入量及び放流水量の確認 ・ 機器の振動・騒音の状況 ・ 薬品の補充の有無 ・ 調整池から漏水の有無 	目視、触手及び聴覚により確認 (スタッフにより水位を測定する。)	1日1回
発生ガス処理設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法面ガス抜き管の状況 ・ 堅型ガス抜き管の状況 ・ 発生ガスの放出状況 	目視、臭覚により確認	1日1回
地下水集排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水管の詰まりの有無 ・ 地下水ポンプピットの破損の有無 ・ 地下水ポンプピットでの水量・水質 	目視及び水質分析により確認	月1回 ※地下水ポンプピットにより地下水の水質検査を行う。
雨水集排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺部からの土砂の流入状況 ・ 防災調整池の水位 ・ 施設の破損の有無 	目視により確認	降雨時

(2) 水質検査の実施

維持管理基準に基づき、下図に示す位置で地下水、放流水、保有水の水質検査を実施する。検査項目及び測定頻度は埋立開始前、埋立中、埋立終了から廃止までについて次頁に示す。地下水においては埋立開始前と埋立開始後は上流と下流で水質の悪化が認められた場合は、水質の詳細な調査を始め、原因調査の実施及び廃棄物搬入の中止等、保全上必要な措置を講じることとする。

又、水質検査において地下水及び放流水が基準値を超過した場合以外にも、異常が認められた場合は速やかに関係機関（空知支庁地域振興部環境生活課、砂川市市民生活部）に連絡する。尚、放流水に異常が認められた場合には、放流を停止する等必要な措置を講じます。



水質検査フローチャート

(水質検査)

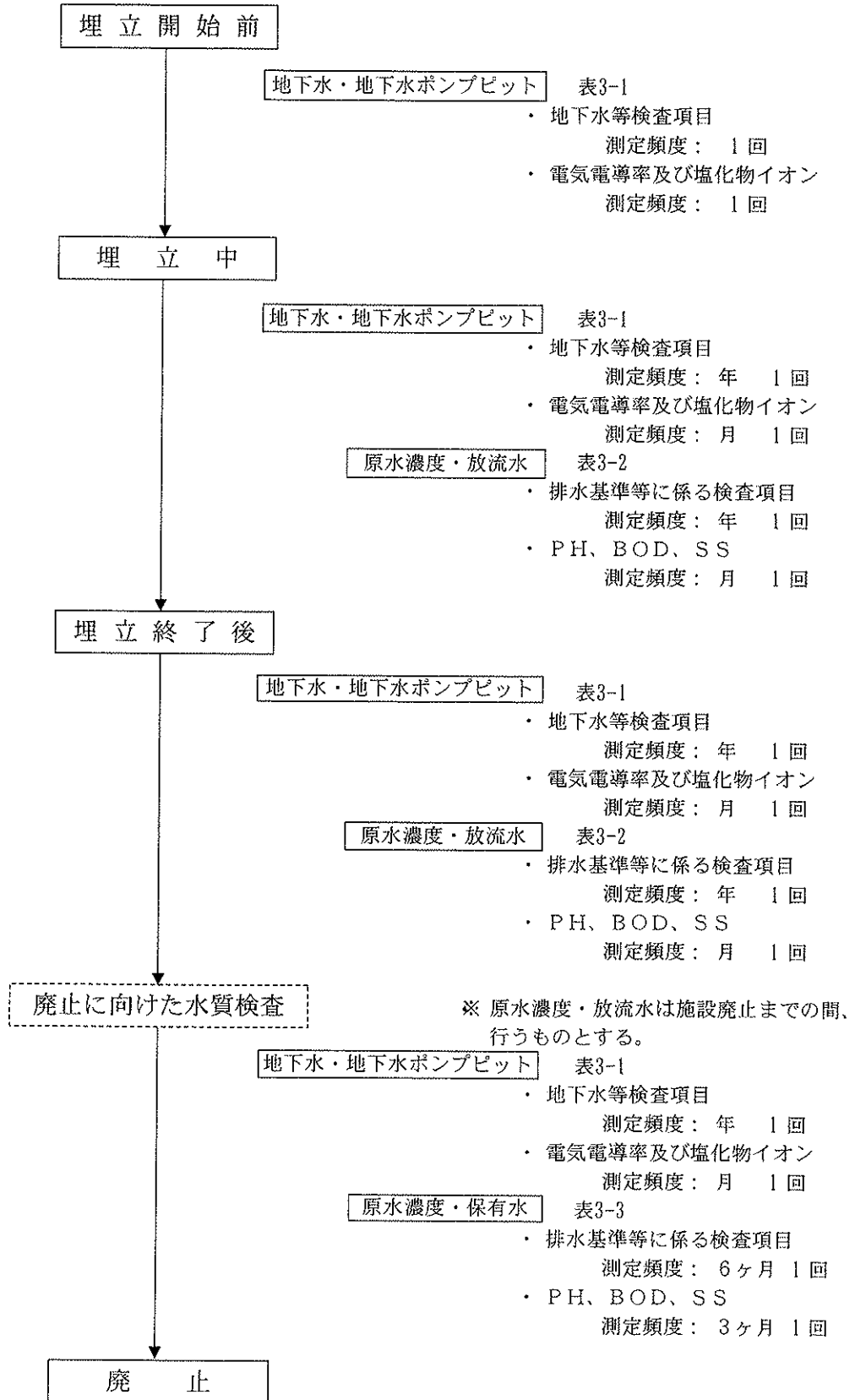


表 3-1 地下水の検査項目

区分	検査項目	測定頻度			基準値	
		埋立開始前	埋立中～廃止迄			
			1回	月1回		年1回
健	アルキル水銀	○	—	○	検出されないこと	
	総水銀	○	—	○	0.0005 mg/l以下	
	カドミウム	○	—	○	0.01 mg/l以下	
	鉛	○	—	○	0.01 mg/l以下	
	六価クロム	○	—	○	0.05 mg/l以下	
	砒素	○	—	○	0.01 mg/l以下	
	全シアン	○	—	○	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	○	—	○	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	○	—	○	0.03 mg/l以下	
	康	テトラクロロエチレン	○	—	○	0.01 mg/l以下
ジクロロメタン		○	—	○	0.02 mg/l以下	
四塩化炭素		○	—	○	0.002 mg/l以下	
1,2-ジクロロエタン		○	—	○	0.004 mg/l以下	
1,1-ジクロロエチレン		○	—	○	0.02 mg/l以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	—	○	0.04 mg/l以下	
1,1,1-トリクロロエタン		○	—	○	1 mg/l以下	
1,1,2-トリクロロエタン		○	—	○	0.006 mg/l以下	
1,3-ジクロロプロペン		○	—	○	0.002 mg/l以下	
テトラメチルチウラムジスルフィド(チウラム)		○	—	○	0.006 mg/l以下	
目		2,4,6-トリクロロ-4,6ビス(エチルアミノ).S.トリアジン(シマジン)	○	—	○	0.003 mg/l以下
		S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルデオカルバマート(チオベンカルブ)	○	—	○	0.02 mg/l以下
		ベンゼン	○	—	○	0.01 mg/l以下
		セレン	○	—	○	0.01 mg/l以下
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	—	○	※10 mg/l以下
	ふっ素	○	—	○	※0.8 mg/l以下	
	ほう素	○	—	○	※1 mg/l以下	
	ダイオキシン類	○	—	○	1 pg-TEQ/l以下	
その他	電気伝導率	○	○	—		
	塩化物イオン濃度	○	○	—		

※環境基準値を記載致しました。

表 3-2 原水濃度・放流水の検査項目

区分	検査項目	測定頻度		基準値
		月1回	年1回	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	○	-	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(BOD)	○	-	20 mg/l以下
	浮遊物質濃度(SS)	○	-	10 mg/l以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	-	○	5 mg/l以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	-	○	30 mg/l以下
	フェノール類含有量	-	○	5 mg/l以下
	銅含有量	-	○	3 mg/l以下
	亜鉛含有量	-	○	2 mg/l以下
	溶解性鉄含有量	-	○	10 mg/l以下
	溶解性マンガン含有量	-	○	10 mg/l以下
	クロム含有量	-	○	2 mg/l以下
	大腸菌群数	-	○	3000 個/cm ³ 以下
	窒素含有量(T-N)	○	-	120 mg/l以下
	リン含有量(T-P)	-	○	16 mg/l以下
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	○	0.005 mg/l以下
	アルキル水銀化合物	-	○	検出されないこと
	カドミウム及びその化合物	-	○	0.1 mg/l以下
	鉛及びその化合物	-	○	0.1 mg/l以下
	六価クロム化合物	-	○	0.5 mg/l以下
	健康項目	砒素及びその化合物	-	○
シアン化合物		-	○	1 mg/l以下
PCB		-	○	0.003 mg/l以下
有機燐化合物		-	○	1 mg/l以下
トリクロロエチレン		-	○	0.3 mg/l以下
テトラクロロエチレン		-	○	0.1 mg/l以下
ジクロロメタン		-	○	0.2 mg/l以下
四塩化炭素		-	○	0.02 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン		-	○	0.04 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン		-	○	0.2 mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		-	○	0.4 mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン		-	○	3 mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン		-	○	0.06 mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン		-	○	0.02 mg/l以下
チウラム		-	○	0.06 mg/l以下
シマジン	-	○	0.03 mg/l以下	
チオベンカルブ	-	○	0.2 mg/l以下	
ベンゼン	-	○	0.1 mg/l以下	
セレン及びその化合物	-	○	0.1 mg/l以下	
ほう素及びその化合物	-	○	50 mg/l以下	
ふっ素及びその化合物	-	○	15 mg/l以下	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	-	○	※200 mg/l以下	
その他	ダイオキシン類	-	○	10 pg-TEQ/l以下

※ 1リットルにつきアンモニア性硝酸に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg/l以下にする。

表 3-3 原水濃度・保有水の検査項目

(埋立終了から廃止まで)

区分	検査項目	測定頻度				基準値
		埋立終了後		廃止に向けた水質		
		月1回	年1回	6ヶ月1回	3ヶ月1回	
生	水素イオン濃度(pH)	○	-	-	○	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(BOD)	○	-	-	○	20 mg/l以下
活	浮遊物質(SS)	○	-	-	○	10 mg/l以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	-	○	○	-	5 mg/l以下
環	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	-	○	○	-	30 mg/l以下
	フェノール類含有量	-	○	○	-	5 mg/l以下
境	銅含有量	-	○	○	-	3 mg/l以下
	亜鉛含有量	-	○	○	-	2 mg/l以下
項	溶解性鉄含有量	-	○	○	-	10 mg/l以下
	溶解性マンガン含有量	-	○	○	-	10 mg/l以下
目	クロム含有量	-	○	○	-	2 mg/l以下
	大腸菌群数	-	○	○	-	3000 個/cm ³ 以下
目	窒素含有量(T-N)	○	-	-	○	120 mg/l以下
	磷含有量(T-P)	-	○	○	-	16 mg/l以下
目	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	○	○	-	0.005 mg/l以下
	アルキル水銀化合物	-	○	○	-	検出されないこと
目	カドミウム及びその化合物	-	○	○	-	0.1 mg/l以下
	鉛及びその化合物	-	○	○	-	0.1 mg/l以下
目	六価クロム化合物	-	○	○	-	0.5 mg/l以下
	砒素及びその化合物	-	○	○	-	0.1 mg/l以下
目	シアン化合物	-	○	○	-	1 mg/l以下
	PCB	-	○	○	-	0.003 mg/l以下
目	有機磷化合物	-	○	○	-	1 mg/l以下
	トリクロロエチレン	-	○	○	-	0.3 mg/l以下
目	テトラクロロエチレン	-	○	○	-	0.1 mg/l以下
	ジクロロメタン	-	○	○	-	0.2 mg/l以下
目	四塩化炭素	-	○	○	-	0.02 mg/l以下
	1,2-ジクロロエタン	-	○	○	-	0.04 mg/l以下
目	1,1-ジクロロエチレン	-	○	○	-	0.2 mg/l以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	○	○	-	0.4 mg/l以下
目	1,1,1-トリクロロエタン	-	○	○	-	3 mg/l以下
	1,1,2-トリクロロエタン	-	○	○	-	0.06 mg/l以下
目	1,3-ジクロロプロペン	-	○	○	-	0.02 mg/l以下
	チウラム	-	○	○	-	0.06 mg/l以下
目	シマジン	-	○	○	-	0.03 mg/l以下
	チオベンカルブ	-	○	○	-	0.2 mg/l以下
目	ベンゼン	-	○	○	-	0.1 mg/l以下
	セレン及びその化合物	-	○	○	-	0.1 mg/l以下
目	ほう素及びその化合物	-	○	○	-	50 mg/l以下
	ふっ素及びその化合物	-	○	○	-	15 mg/l以下
目	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	-	○	○	-	※200 mg/l以下
	その他 ダイオキシシン類	-	○	○	-	10 pg-TEQ/l以下

※ 1リットルにつきアンモニア性硝酸に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg/l以下にする。

ア 廃止の時期について

廃止の時期については、下記のとおり（ア）、（イ）を行って廃止基準に適合することの確認を行った時点で廃止時期とします。

（ア）全ての処分場の共通事項場合

- ① 構造基準に適合していること。（囲い、立札、調整池、浸出水処理施設に係る基準を除く。）
- ② 維持管理基準において義務付けられている一定の措置が講じられていること。
 - ・ 地滑り防止及び外周仕切設備に係る構造基準の適合
 - ・ 悪臭、火災、ねずみ等の生息について基準に適合
 - ・ 地下水等の水質が基準に適合

（イ）安定型・管理型最終処分場の場合

- ① 埋立地の内部が十分に安定していると認められること。
 - ・ 保有水の水質検査～保有水の水質検査は、2年以上にわたって行われた検査の結果、基準に適合すること。
 - ・ ガスの測定～埋立地からガスの発生がほとんど認められないか、又は、2年以上にわたりガスの発生量の増加が認められないこと。
 - ・ 埋立地内部の温度の測定～周辺の地中温度に比べて異常な高温になっていないこと。
- ② 埋立地の開口部が厚さ50cmの土砂等の覆いにより閉鎖されていること。

（3）受入時の管理方法

搬入される廃棄物は、当該処分場で処理できる種類以外のものの混入を未然に防止するため、受入時の管理方法を下記に示す。

ア 処分できる産業廃棄物以外の産業廃棄物が混入されないようにするため、排出事業者及び収集運搬業者との打合せを密にし、多様化する廃棄物の内、特別管理産業廃棄物等については、即搬入停止し、持ち返ってまいります。

イ 受入出来ない廃棄物の混入防止を徹底するために具体的には、搬入時の廃棄物目視確認及び水質検査分析結果提出と確認の徹底します。

搬入できない種類廃棄物については、排出事業者及び収集運搬業者への周知徹底させます。

ウ 搬出事業者並びに産業廃棄物の種類、性状及び特性を契約書、マニフェスト等で確認するとともに、これらが不明の場合は当該廃棄物を受け入れない。常時の持ち込み者に対して、搬入の都度、分析結果をの提出を義務付ける。

エ 又、当社においても^{*}再検査を溶出試験及びダイオキシン類の分析を実施します。分析の必要を要すると考えている（対象）廃棄物は、汚泥と燃え殻、ばいじんを考えています。

※具体的には、長期期間の産業廃棄物が搬入の際に初回及び中間時期に対象廃棄物の再検査を実施いたします。

オ 非常時者による持ち込みのばあいの対応については、溶出試験及びダイオキシン類の分析結果の提出を義務付ける。

分析の必要を要すると考えている（対象）廃棄物は、汚泥と燃え殻、ばいじんを考えています。

(4) 浸出液処理設備の運転方法

① 夏期間及び冬期間の運転方法

1) 夏期の運転方法

温度条件がよくなることから、施設の運転について問題はないが、降雨量が増大し、一時的に負荷が大きくなったりした場合は、処理量を調整し、生物処理での負荷の均等化を図ったり、凝集剤の注入率を増大して、処理の安定化を図るものとする。

2) 冬期の運転方法

- ・ 水温が低い場合には、加温用電気ヒーターにより、原水を加温し、処理の安定化を図る。
- ・ 薬品が結晶状態で使用しないように注意する。
- ・ 凍結の可能性のある配管は、保温を行うが、低温時には加温用電気ヒーターの熱を利用し、凍結防止用暖房を行う。
- ・ 屋外の配管は予め凍結深度以下の埋設配管とする。

② 高負荷時及び低負荷時の運転方法

- ・ 高負荷時には、原水槽での空気曝気による浄化をするため、滞留時間を長くとる。
- ・ 低流量で高負荷時には、生物処理水を原水槽に返送する。
- ・ 高負荷時、低負荷時には、凝集剤の注入量を調整し、処理の安定化を図る。

③ 異常時の運転方法

1) 豪雨時の運転方法

豪雨時の異常な浸出水の増加に対して、浸出水調整池範囲を超えた場合は、移送ポンプピットを停止し、浸出水が流出しないよう、一時、埋立地に貯留させるものとする。

2) 渇水時の運転方法

渇水時には、接触曝気槽と沈澱槽の間で生物が死なないように栄養剤を加えて、循環運転して維持管理を行います。

(5) 維持管理の記録及び閲覧方法

(1) 記録する事項（規則第12条の7の3関係）

埋立てた産業廃棄物の種類及び数量	埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量を記録する。
擁壁等の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記録する。
遮水工の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録し、遮水効果が低下する恐れがあると認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記録する。
放流水、周縁地下水等の水質検査	採取した場所、採取した年月日、測定結果の得られた年月日、測定結果を記録する。
浸出水処理設備の点検	点検を行った年月日のほか、その結果も記録し、異状が認められた場合に講じた措置のほか、その年月日も記録する。
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合に、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置くものとする。
残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日までに備え置くものとする。

(2) 記録の閲覧（規則第12条の7の2関係）

- 1) 維持管理に関する記録は各月毎の結果を翌月の末日までに備え置き廃止するまで閲覧に供する。
(但し、記録の保存期間は最終処分場は施設を廃止するまでの間)
- 2) 正当な理由なしに閲覧を拒まない。

※閲覧方法は、管理事務所で行い、時間帯は平常時（月曜日～土曜日AM8:30～PM5:00）とする。

(6) 埋立終了後の管理方法

浸出水処理施設	埋立完了後、2年間の保有水が廃止基準以下になるまでは処理施設の通常運転を行うものとし、施設の点検、補修の管理を継続する。 また、浸出水処理施設の停止後も5年間は周辺地下水及び放流水の水質測定を年1回行うものとし、異常が確認された場合は原因を調査し、必要な場合には施設の稼動を再開する。
埋立処分地	埋立完了後、覆土処理を行い、地盤の安定、発生ガスの安定化を確認し、その後、整地して草地及び林地にする。 また、保有水が廃止基準以下になるまでは、産業廃棄物埋立跡地であることを表示し、土堰堤、遮水工、雨水等集排水工、困障設備等の点検を行う。
跡地利用	最終覆土をした後、跡地利用可能な様に整地し、畑地及び採草放牧地として利用する。

ア. ガスの発生の確認方法

- ① 埋立地からのガスの発生は気圧の影響を受けることから、測定は曇天時に行うなど気圧の高い時を避け、かつ、各測定時の気圧ができるだけ等しくなるように行う。
- ② ガスの発生量の測定は、構造基準による通気装置等からの適当な箇所を選定し、流量の測定を行う。
- ③ 埋立地上部の植物の枯死や目視によりガスの発生が認められるなど埋立地からガスが発生している可能性があって付近に通気装置等がない場合は、そこに採取管を設置して測定を行う。
- ④ 流量の測定方法は、超音波流量計、熱式流量計を用いる方法による他、透明な管を通気装置に接続し、煙等を吹き込み、その管内の移動速度を測定する。
なお、熱式流量計については、メタンガスによる爆発のおそれがある場合には防爆型の計器を用いる。

イ. 埋立地内部の温度

- ① 廃止確認申請の直前に埋立地内部温度の状態について確認する。
- ② 埋立地内部と周辺の地中温度の差が摂氏20℃未満になっていることを廃止の条件とする。
- ③ 周辺の地中の温度は現地で測定するほか、既存の測定値を活用しても差し支えないこととする。
- ④ 温度の測定は、構造基準の規定による通気装置等から適当な箇所を選定し熱電対式等の温度計を用いて行う。

ウ. 廃止基準

産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める命令（総理府令・厚生省令）について、当該施設の廃止基準の具体的な方法はP3-19に示す内容とする。

(7) 維持管理積立制度

管理型最終処分場における埋立処分の終了後に必要な維持管理を適正におこなうため、埋立処分の終了後から施設の廃止に至るまでの間の維持管理に必要な維持管理費用を維持管理積立金として積み立てを行うものとする。

(平成17年廃棄物処理法改正に伴う維持管理積立金の算定基準により)

§ 2. 維持管理基準

産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める省令の維持管理基準の具体的な手法について下記に示す。

No.1

	維持管理基準	具体的な手法	管理頻度
1	埋立地外に廃棄物が飛散し、飛び出さない様必要な措置を講じること。	産業廃棄物が埋立地の外部に飛散、流出しないように覆土、転圧締固め等処理を行います。粉じん、ばいじん及び覆土用の土砂からの粉じん発生がないように散水車で散水をする等の保全対策を行います。	随時
2	最終処分場外に悪臭が発散しない様必要な措置を講じること。	悪臭が最終処分場の外に発散することのないように覆土、消臭剤の散布等の処理を行います。	随時
3	火災発生を防止するため必要な措置を講じるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	消火器及び放水車（能力 6t、50～100l/min）を配置する。場内に防火用タンクを配置し、60l/min の能力を有する消火栓が設置されています。	常時
4	ねずみが生息し、蚊及びはえその他の害虫が発生しない様、薬剤の散布その他必要な措置を講じること。	衛生害虫等により最終処分場の周辺的生活環境に支障をきたさないようにするため、覆土及び薬剤散布等処理を行い、構内の清掃を保持します。	随時
5	埋立地の周囲に設けられた囲いはみだりに人が立ち入ることを防止することができるようにしておくこと。	産業廃棄物処理施設内は関係者以外は立入禁止になっていて、埋立地の西側と南側に侵入防止柵の囲い設置と西側道路に設置する門扉には施錠します。柵を設置しない箇所については、崖でみだりに人が立ち入ることが出来ません。浸出水調整池の周辺に囲いはみだりに人がのぞいて転落しないように防止柵を設置します。	常時
6	産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な措置を講じること。	立札看板は、処分場の出入りに設置します。立札看板の前に物を置くなどして表示が見えないようにしないことと立札看板が汚損し、又は破損した場合は、補修、復旧すること。又、表示事項に変更が生じた場合には速やかに書換えの措置をします。	常時

	維持管理基準	具体的な手法	管理頻度
7	擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止する措置を講ずること。	擁壁等の地上に現れている部分に対する目視確認（ひび割れ・孕み・沈下等）を定期的に点検し、土堰堤等が損壊するおそれがあると認められた場合には、直ちに補修等防止の措置を講じます。	随時
8	埋め立る産業廃棄物の荷重その他予測される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、産業廃棄物を埋め立てる前に表面を砂その他のものにより覆うこと。	産業廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面の底盤部は保護土により覆います。但し、遮水工の法面部は遮光性保護マットにより覆います。	随時
9	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下する恐れがあると認められた場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	遮水工の点検は、地上に現れている部分について、目視等より遮水シート及びその上に敷設された遮光性保護マットの劣化や破損の有無、接合部の状況を点検し、破損又はそのおそれがある場合には速やかに修復等を講じます。	随時
10	埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は、地下水集排水設備より排出された地下水の水質検査を次により行うこと。	水質検査を行う地下水は、最終処分場による地下水の水質への影響の有無を判断することができる2箇所の観測井を設置して、観測井から水を採取します。	埋立処分 開始前 1回 埋立処分 開始後 年1回
	(1) 埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定し、かつ、記録すること。 ※ 地下水等の汚染の指標として電気伝導率及び塩化物イオン濃度を用いることが適当でない場合にあっては、電気伝導率及び塩化物イオンを除く。	埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率と塩化物イオン濃度のすべてを測定し、かつ、記録する。	埋立処分 開始前 1回

	維持管理基準	具体的な手法	管理頻度
	<p>(2) 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>※管理型最終処分場のうち、地下水等の汚染の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でないものについては、6月に1回以上。</p> <p>※ 埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかかな項目については測定を要しない。</p>	埋立処分開始後、地下水等検査項目のすべて測定し、かつ、記録する。	埋立処分開始後 年1回
	(3)埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度について1月に1回以上測定し、かつ、記録すること	埋立処分開始後、電気伝導率と塩化物イオン濃度のいずれかのうち、埋立処分開始前、処分開始後の水質の変動を十分に把握することができるものを選定して測定し、かつ、記録する。	埋立処分開始後 月1回
	(4) 測定した電気伝導率及び塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。	電気伝導率と塩化物イオン濃度が埋立処分開始前と比較して明らかに上昇するなど異常が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目の測定を行い、かつ、記録する。	異常後 即時
11	地下水等の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 ※水質悪化の原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。	水質の悪化が認められた場合は、埋立処分開始前と埋立処分開始後の水質検査の結果を比較して、地下水等検査項目の濃度が明らかに上昇しているかを確認する。地下水等の水質の悪化が認められた場合には、水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因の調査の実施、新たな廃棄物の搬入の中止等の生活環境の保全上必要な措置を講じる。また、地下水等の水質の悪化が認められたことを支庁、市に連絡を致します。	即時

	維持管理基準	具体的な手法	管理頻度
12	雨水が入らないよう必要な措置が講じられ、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講じること。	埋立地周辺に雨水分離溝（素掘側溝）による措置を講じます。雨水分離溝が破損した場合には、直ちに補修、復旧を行います。	—
13	調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講じること。	調整池をスタック等により水位を定期的に観測し、漏れがないか確認する。万が一、遮水シートの損傷等があれば、速やかに補修する。	随時
14	浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。	浸出液処理設備の機能を点検し、損壊、機能不能、薬剤不足等が判明した場合は、補修、改良、補充等を行います。	随時
	(1) 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。	放流水の水質検査は排水基準を定める総理府令に定める排水基準に適合することとなるように維持管理を行います。	埋立処分開始後 月1回、 年1回
		又、放流水の水質検査結果、排水基準等を超過していれば、直ちに放流を中止し、その原因を調査するとともに必要な措置を講じます。原因が不明な場合等は、直ちに廃棄物搬入を中止致します。	随時
	(2) 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講じること。	浸出液処理設備の機能の状態を点検し、異常が浸出液の量や質の予測不備、異常時対策や調整機能の欠如、容量不足、処理方式の不適當に起因することが多いので、これらの点に気をつけてその他異常が認められた場合には、速やかに必要な措置を講じます。	随時
(3) 放流水の水質検査を次により行うこと。 ①排水基準等に係る（②の項目を除く）について、1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	排水基準等に係る（②の項目を除く）について、1年に1回以上測定し、かつ、記録します。水質検査の結果についてその前に行った検査の結果と比較して大きく濃度が上昇している等変動が見られる場合に当たっては、適宜頻度を増やします。	埋立処分開始後 年1回	

	維持管理基準	具体的な手法	管理頻度
	<p>② 水素イオン濃度、BOD 又は COD、SS 及び窒素含有量について1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>※埋め立てる産業廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らし公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかでない項目は1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>水素イオン濃度、BOD、SS 及び窒素含有量について1月に1回以上測定し、かつ、記録します。水質検査の結果についてその前に行った検査の結果と比較して大きく濃度が上昇している等変動が見られる場合に当たっては、適宜頻度を増やします。</p>	<p>埋立処分開始後 月1回</p>
15	<p>処分場周囲に敷設された地表水が埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>開渠の維持管理は、開渠その他の設備から土砂等を除去し、常に良好な状態にして置きます。開渠等に堆積した土砂の除去等の維持管理を速やかに行うため、必要に応じ、管理用道路の設置その他の開渠等への到達を容易にするための措置を講じます。</p>	<p>随 時</p>
16	<p>通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p> <p>※鉍さい、ばいじん等ガスを発生するおそれのない産業廃棄物のみを埋め立てる最終処分場には適用されない。</p>	<p>埋立地において法面形状に沿って通気装置は、ガス抜き管を敷設致します。</p> <p>又、今回の埋立地の面積が広い為に法面に設置した通気装置に加えて埋立地の内部堅型ガス管を設置致します。ガス抜き管として、法面 26 箇所、堅型 7 箇所、合計 33 箇所</p>	<p>常 時</p>
17	<p>埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。</p> <p>※内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画について適用される。</p> <p>※雨水が入らないよう必要な措置が講じられ、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、構造基準 5(1)①アからウまでのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った</p>	<p>埋立地の開口部からの産業廃棄物の飛散・流出、悪臭の発生、火災の発生及び雨水の浸透を抑制する等のため、埋立地の開口部を土砂で覆い、転圧締固めを行い、おおむね50cm以上の厚さとなるように覆土して閉鎖します。</p>	<p>即 時</p>

	維持管理基準	具体的な手法	管理頻度
	覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。		
18	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	覆いの損壊防止は、定期的に覆いの点検を行い、損傷のおそれがある場合には補修、復旧を行います。	即時
19	埋め立てられた廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	記録の作成及び保存は、埋立られた廃棄物の種類及び数量を記録を行います。 又、擁壁等の点検、放流水の検査、遮水工の補修等を行って場合は、最終処分場の廃止までの間保存します。	随時
20	石綿含有産業廃棄物の埋立を行う場合について	石綿含有産業廃棄物の埋立を行う場合には、一定の場所で分散しないようにし、埋立地の外へ飛散、流出しないよう表面を土砂で覆う等必要な措置を講じます。 また、埋立した位置を示す図面の作成をいたします。	随時
21	廃石綿等の埋立を行う場合について	廃石綿等の受け入れは、プラスチック袋耐水性の材料で二重梱包したものしか取扱いしません。 廃石綿等の埋立を行う場合には、最終処分場の一定の場所において、廃石綿等が分散しないよう埋立処分します。 廃石綿等の埋立場所において転圧等のための重機等を使用する場合には、1日の作業終了後、埋立面の上面に必要な厚さ20cm以上の覆土等を行い、プラスチック袋の破損による廃石綿等の飛散を防止します。 廃石綿等の埋立完了後は、その上全面に目印となるシートで覆う等の措置を行った後、50cmの最終覆土します。 また、埋立した位置を示す図面の作成をいたします。	随時

	維持管理基準	具体的な手法	管理頻度
22	残余の埋立容量について	残余の埋立容量については、一年に一回以上測定し、かつ、記録します。	随 時

§ 3. 廃止基準

産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める省令の廃止基準の具体的な手法について下記に示す。

No.1

	廃止基準	具体的な手法	管理頻度
1	地滑り防止工、沈下防止工、擁壁・堰堤設備（構造耐力上の安全性、腐食防止工）、遮水工、基礎地盤（強度、平滑性）、地下水集排水設備、保有水等集排水設備及び地表水流入防止のための開渠が、構造基準に適合していないと認められないこと。	地滑り防止工、沈下防止工、擁壁・堰堤設備（構造耐力上の安全性、腐食防止工）、遮水工、基礎地盤（強度、平滑性）、地下水集排水設備、保有水等集排水設備及び地表水流入防止のための開渠等について、構造基準に適合していることを確認します。 また、擁壁等については、その安定計算を行った際の荷重条件に合致しない状態で廃棄物が埋め立てられていません。	埋立終了後 （廃止前）
2	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講じられていること。	悪臭の発散防止に関する措置としては、覆土等の措置を講じることにより悪臭の発生が認められないことに努めます。	埋立終了後 （廃止前）
3	火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。	火災の発生防止に関する措置としては、覆土、可燃性の発生ガスの排除等の措置が講じることにより火災の発生のおそれがないことに努めます。	常 時
4	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他害虫が発生しないよう必要な措置が講じられていること。	衛生害虫等の発生防止に関する措置としては、覆土等の措置を講じることにより、はえ等の衛生害虫等の異状な発生が認められないことに努めます。	埋立終了後 （廃止前）
5	地下水等の水質検査の結果が次のいずれにも該当しないと認められること。 ※ 水質検査の結果、水質の悪化がみとめられない場合は、この限りでない。 (1) 地下水等の水質が、基準に現に適合しないこと。 (2) 水質検査による数値の変動の状況に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること。	(1) モニタリング井戸により地下水の水質を測定し、基準に適合することを確認する。 (2) 地下水の水質測定結果をとりまとめ、変動状況を把握し、悪化の恐れがないことを確認する。	埋立終了後 （廃止前）

	廃止基準	具体的な手法	管理頻度
6	<p>保有水等排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目及び頻度で2年以上にわたり行われた水質検査の結果、全ての項目について排水基準等に適合していると認められること。</p> <p>(1) (2)を除く排水基準等に係る項目 6月に1回以上</p> <p>(2) pH、BOD、COD、SS、窒素含有量 3月に1回以上</p> <p>※雨水等が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみ埋め立てる埋立地については適用しない。 ※埋め立てる産業廃棄物の性状を著しく変更した場合は、当該変更後2年以上にわたり行われた水質検査の結果とする。</p>	<p>廃止確認申請の直前2年間以上にわたり測定された保有水等の水質検査の結果がすべて排水基準等に適合していることを確認する。又、水質検査の結果には、廃棄物の埋立処分終了後に実施されたものが含まれていることを確認する。</p> <p>(1)(2)を除く排水基準等に係る項目 (測定頻度1回/6月)</p> <p>(2)pH、BOD、COD、SS、窒素含有量 (測定頻度1回/3月)</p>	<p>埋立終了後 (廃止前)</p>
7	<p>埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。</p>	<p>(1) 廃止確認申請の直前にガスの発生がほとんど認められないを確認します。</p> <p>(2) 廃止確認申請の直前2年間以上にわたりガスの発生量の増加が認められないことを確認する。 (埋立処分終了後の検査結果も含む)</p> <p>(3) 測定は気圧の高い時を避け、曇天時に行う。</p> <p>(4) 通気装置等から適当な箇所を選定し、流量測定を行う。</p> <p>(5) 周辺の植物の枯死や目視によるガスの発生が認められた場合には採取管を設置して測定を行う。</p>	<p>埋立終了後 (廃止前) (測定頻度：1回/3ヶ月)</p>

	廃止基準	具体的な手法	管理頻度
8	埋立地の内部が周辺の地中の温度と比べ、異常な高温になっていないこと。	埋立地の内部の温度は、廃止確認申請の直前の埋立地内部の温度の状態について確認します。異常な温度となっていない状態は、埋立地の内部と周辺の地中の温度の差が摂氏 20℃未満である状態を確認します。尚、周辺の地中の温度は実測で測定する。 温度の測定は、通気装置等から適当な箇所を選定し、熱電対式等の温度計で測定します。	埋立終了後 (廃止前)
9	おおむね 50cm以上の厚さの土砂等による覆いにより開口部が閉鎖されていること。	おおむね 50cm以上の厚さの覆土（土砂）等による覆いの損壊が認められないことを確認し、開口部が閉鎖されていることを確認します。	埋立終了後 (廃止前)
10	雨水等が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみ埋め立てる埋立地の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺に排水路（素掘側溝）を設置し、雨水等の進入を防止する。 ・ 覆土は沈下・亀裂が発生しないよう十分に転圧を行う。 ・ 周辺の排水路（素掘側溝）への導水のため水勾配を確保する。 	埋立終了後 (廃止前)
11	埋立地からの浸出液又はガスなどによる周辺地域の生活環境保全上の支障が現に生じていないこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下水の水質を測定し、基準以下であることを確認する。 ・ 周辺の植物の枯死や目視によるガスの発生が認められた場合には採取管を設置して測定を行う。 	埋立終了後 (廃止前)

第 4 章 災害防止計画

第4章 災害防止計画

§ 1. 災害防止に関する事項

(1) 産業廃棄物の飛散及び流出防止に関する事項

ごみの飛散・流出を防ぐため、即日覆土等により対応するが、埋立作業中や覆土作業の遅れ、強風によるごみの飛散等により、埋立地周辺に与える影響が考えられる。このため埋立地周辺部を土堰堤にて、ごみの流出を防ぐとともに、土堰堤の上部に飛散防止柵を設け、ごみの飛散を防ぐものとしている。

(2) 公共水域及び地下水の汚染防止に関する事項

降雨によりごみの浸透水（浸出水）が外部へ流出または浸透し、河川や地下水に影響を及ぼす危険性があるため、埋立地内部全面に遮水シート（1.5mm×2層）を敷設し、浸出水が外部へ流出するのを防ぐほか、内部に溜まった浸出水を集排水管により速やかに排除し、浸出水処理施設にて適正処理した後、河川へ放流するものとしている。

(3) 火災の発生防止に関する事項

1) 火災発生を未然に防止するために、消火器及び放水車（能力：6t、50～100l/min）を配置します。

2) 現在、場内に防火用水確保の池を配置していますので、60l/minの能力を有する消火栓が設置されています。

3) 最終処分場及び浸出水処理施設内での火気の使用は厳禁とし、その旨を立て札等で主要箇所に表示します。

4) 消火器の消火設備は、常に適切な管理を行い所定の能力が発揮できるよう年1回の点検設備を行います。

5) 万が一火災発生時に汚水調整池の水を使用して、消火に当たります。

(4) 事故の発生防止に関する事項

作業時の事故発生を未然に防止するため、施設の巡視、監視を実施する。

尚、大雨時の一時的な浸出液の増加により浸出水量の調整範囲を超える場合には埋立処分地からの浸出水をポンプにより流量制御を行い、調整池が満水とにならないよう管理する。

又、豪雨、地震等により施設において異状が生じた場合は、速やかに対応策を講じるものとする。

(5) 緊急時における連絡体制に関する事項

事故及び災害が発生した場合は速やかに関係機関に連絡し、対応策を講じるものとする。

法第21条の2に基づき、速やかに特定処理施設における事故時の措置等届出書を空知支庁へ提出する。

§ 2. 緊急措置

事故が発生した場合の対応について、日常から対応の手順、方法等について作業従事者に周知させるものとし、下記に示す措置をとることとする。

- ① 事故の発生状況を冷静に観察させ、定められている報告者（作業責任者、安全管理者、総括安全管理者等）に正確に報告させる。
- ② 総括安全管理者、その他上司の指示に従うよう指導する。
- ③ 応急措置をとる場合は、二次的に起こる状況の変化に注意させる。
- ④ 機器等の運転を停止する場合は冷静に、定められている手順を遵守させる。

つぎに、豪雨や地震等により、施設・設備に異状が生じた際の処置の対応策を次頁に示す。

施設・設備	異常の種類	異常の状態	緊急時の対策	恒久時の対策
擁壁等流出防止設備 (土壌堤・法面)	豪雨	○堤体表面のクラック等の損傷 ○円形すべり破壊による堤体の変形 ○基礎地盤の剪断破壊による滑動	○土壌堤の崩壊等場合は、廃棄物の流出を防ぐため、すみやかに土のう等で崩壊部分を補強を行う。	○崩壊等の原因を見出して、水抜き及び法面保護の対策を施するものと致します。
	地震	○地震による慣習性 ○地盤の破壊に伴う異常 ○埋立地の破壊に伴う異常	○土壌堤の崩壊等場合は、廃棄物の流出を防ぐため、すみやかに土のう等で崩壊部分を補強を行う。	○崩壊等の原因を見出して、水抜き及び法面保護の対策を施するものと致します。
遮水工 (表面遮水シート)	豪雨	○遮水シートの破損に伴う浸出水の漏水 ○遮水シートと構造物の接合部の破損に伴う浸出水の漏水	○遮水シートの破損場合は、すみやかに漏水箇所の遮水シートの補強(パッチ)又は融着を行う。	○破損等の原因を見出して、モニタリング観測孔の水質チェック及び修復箇所の保護の対策を施するものと致します。
	地震	○遮水シートの破損に伴う浸出水の漏水 ○遮水シートと構造物の接合部の破損に伴う浸出水の漏水 ○地下水流の変化による浸出水の漏水	○遮水シートの破損場合は、すみやかに漏水箇所の遮水シートの補強(パッチ)又は接続部溶着を行う。	○破損等の原因を見出して、モニタリング観測孔の水質チェック及び修復箇所の保護の対策を施するものと致します。
浸出水集排水施設 (浸出水集排水管)	豪雨	○浸出水集排水管の破損 ○浸出水集排水管の不等沈下 ○接合部と浸出水集排水管の接合部の破損	○浸出水集排水管の破損場合は、すみやかに排水管の布設替を行う。	○破損等の原因を見出して、管種検討やエルボ-管等の対策を施するものと致します。
	地震	○浸出水集排水管の破損 ○地震による浸出水集排水管の不等沈下の促進 ○接合部と浸出水集排水管の接合部の破損	○浸出水集排水管布設地盤の不等沈下の場合には、布設替えを行う。	○地盤の不等沈下に対する対策を見出して、地盤の転圧や地盤改良工の対策を施するものと致します。
雨水集排水施設 (素掘側溝)	豪雨	○U型側溝、樹類の破損 ○豪雨による側溝類の機能の低減	○U型側溝の破損場合は、早強セメントによる補修を行う。 ○素掘側溝の破損場合は、廃棄物の流出を防ぐため、すみやかに土のう等で崩壊部分を補強を行う。	○破損箇所の原因を見出して、基礎地盤の調査し、地盤の改修を施すものと致します。
	地震	○U型側溝、樹類の破損	○U型側溝・樹類敷設地盤の不等沈下の場合には、土置換又は砕石置換を行う。	○地盤の不等沈下に対する対策を見出して、地盤の転圧や地盤改良工の対策を施するものと致します。
発生ガス処理設備 (発生ガス抜管)	豪雨	○発生ガス処理管の破損	○発生ガス処理管等の破損場合は、すみやかに破損箇所を補修・復旧する。又、管の接合箇所を補修・復旧する。	○破損等の原因を見出して、管種検討等の対策を施するものと致します。又、発生ガス量のチェックを行う。
	地震	○発生ガス処理管の破損	○発生ガス処理管等の破損場合は、すみやかに破損箇所を補修・復旧する。又、管の接合箇所を補修・復旧する。	○破損等の原因を見出して、管種検討等の対策を施するものと致します。又、発生ガス量のチェックを行う。
地下水集排水施設 (地下水集排水管)	豪雨	○地下水集排水管の破損 ○地下水集排水管の不等沈下 ○接合部と地下水集排水管の接合部の破損	○地下水集排水管の破損場合は、すみやかに代替方策として地下水の揚水又は水平ボーリングして地下水の低下の対策を行う。	○破損等の原因を見出して、管種検討や調査し、地下水の揚水又は水平ボーリングの対策を施するものと致します。又、地下水量のチェックを行う。
	地震	○地下水集排水管の破損 ○地震による地下水集排水管の不等沈下の促進 ○接合部と地下水集排水管の接合部の破損	○地下水集排水管の地盤の不等沈下の促進の場合には、伸縮管に変更する。又、接続部と地下水集排水管の地盤の不等沈下の促進の場合には、伸縮管又は可撓管に変更する。	○地盤の不等沈下に対する対策を見出して、地盤の転圧や地盤改良工の対策を施するものと致します。
浸出液処理設備 (浸出液処理施設)	豪雨	○浸出液処理施設の破損	○浸出液処理施設の破損場合には、すみやかに管等に取替え、修理、バルブ等の分解手入れを行う。	○破損等の原因を見出して、管種及びバルブ等検討の対策を施するものと致します。
	地震	○接合部の破損	○水槽接合部の破損場合には、すみやかにエポキシ樹脂注入パテ、又は早強セメントによる補修を行う。	○接合部の破損等の原因を見出して、補修材料検討して今後の対策を施するものと致します。
浸出液処理設備 (浸出液調整池)	豪雨	○遮水シートの接合部の破損に伴う浸出水の漏水	○遮水シートの破損場合は、すみやかに漏水箇所の遮水シートの補強(パッチ)又は融着を行う。	○破損等の原因を見出して、貯留水位のレベル観測のチェック及び修復箇所の保護の対策を施するものと致します。
	地震	○遮水シートの接合部の破損に伴う浸出水の漏水	○遮水シートの破損場合は、すみやかに漏水箇所の遮水シートの補強(パッチ)又は融着を行う。	○破損等の原因を見出して、貯留水位のレベル観測のチェック及び修復箇所の保護の対策を施するものと致します。

施設・設備	異常の種類	異常の状態	緊急時の対策	恒久時の対策
管理・搬入道路工 (管理・搬入道路)	豪雨	○斜面崩壊 ○路面損傷	○斜面崩壊の場合には、すみやかに土のう等で崩壊部分を補強を行う。 ○路面損傷の場合には、すみやかに路盤材の砕石を入れて締固転圧を行う。	○崩壊等の原因を見出して、水抜き及び法面保護の対策を施すものと致します。 ○路面損傷等の原因を見出して、アスファルト舗装等の対策を施すものと致します。
	地震	○地震による地盤の震動 ○地震による地盤の不等沈下	○沈下や傾斜場合には、すみやかに路盤材の砕石を入れて締固転圧を行う。	○沈下や傾斜等の原因を見出して、アスファルト舗装等の対策を施すものと致します。
地下水採取設備 (観測井戸)	豪雨	○破損	○観測井戸の破損場合は、すみやかに観測井戸の破損箇所を修復を行う。	○破損等の原因を見出して、修復箇所の保護の対策を施すものと致します。
	地震	○沈下、傾斜、クラック、継手部の離脱等の損傷	○継手部の離脱等の損傷場合は、すみやかに砂利やモルタル注入補修を行う。	○損傷等の原因を見出して、修復箇所の保護の対策を施すものと致します。
飛散防止設備工 囲障・立札	豪雨	○破損	○支柱の基礎が破損した場合に土のう等で崩壊部分を補強を行う。 ○支柱が破損した場合に補強柱を入れます。	○破損の原因を見出して、補強対策を施すものと致します。
	地震	○沈下、傾斜、クラック、継手部の離脱等の損傷	○支柱の基礎の沈下、傾斜は土砂又は改良土を入れて転圧を行う。 ○クラック、継手部の離脱等の損傷は、ペンキ等がコーキング材を行う。	○破損の原因を見出して、保護対策を施すものと致します。 ○破損の原因を見出して、補強対策を施すものと致します。

§ 3. 連絡体制

大雨時及び火災発生時の緊急時における連絡体制は、下記に示すとおりである。

緊急時の連絡体制

